旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年 11 月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①一般社団法人千歳観光連盟　②地域限定旅行業　③北海道知事登録旅行業第地域―637号　④一般社団法人千歳観光連盟　北海道千歳市美々新千歳空港内　代表理事　瀧澤順久　⑤千歳駅観光案内所　北海道千歳市千代田町７丁目1789―３ペウレ千歳２階　⑥平成25年５月16日　⑨平成25年９月26日　⑩100万円　⑪北海道知事　⑫北海道千歳市美々新千歳空港内　一般社団法人千歳観光連盟　代表理事　瀧澤順久

Ｂ　①県民共済サービス福祉・トラベル　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―314号　④ＣＣＲ株式会社　宮城県仙台市若林区若林６丁目10番35号　代表取締役　作間慎一　⑤本店営業部　仙台市泉区八乙女２丁目３番１号　⑥平成18年６月26日　⑧平成25年９月20日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市若林区若林６丁目10番35号　ＣＣＲ株式会社　代表取締役　作間慎一

Ｃ　①川崎物産株式会社（カワサキツーリスト）　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―388号　④川崎物産株式会社　茨城県筑西市神分27番地　代表取締役　横田稔　⑤本社営業所　茨城県東茨城郡茨城町長岡3420―１　⑥平成６年８月９日　⑨平成25年９月26日　⑩1100万円　⑪茨城県知事　⑫茨城県筑西市神分27番地　川崎物産株式会社　代表取締役　横田稔

Ｂ　①株式会社キャンパス（早稲田大学旅行部）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5666号　④株式会社キャンパス　東京都新宿区馬場下町９番地　代表取締役社長　奥村佳郎　⑤本社営業所　東京都新宿区戸塚町一丁目102番地早稲田関口ビル２階　⑥平成17年10月４日　⑧平成25年10月３日　⑩750万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区馬場下町９番地　株式会社キャンパス　代表取締役社長　奥村佳郎

Ｂ　①株式会社ニッコーコミュニケーションズ（グランツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6397号　④株式会社ニッコーコミュニケーションズ　北海道札幌市中央区南一条西８丁目１番地１　代表取締役　樋口光昭　⑤株式会社ニッコーコミュニケーションズ東京営業所　東京都新宿区四谷２―８新一ビル801号　⑥平成23年１月13日　⑧平成25年９月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫北海道札幌市中央区南一条西８丁目１番地１　株式会社ニッコーコミュニケーションズ　代表取締役　樋口光昭

Ｂ　①中央バス株式会社　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―431号　④中央バス株式会社　静岡県藤枝市大手２丁目11番１号　代表取締役　小柳津四郎　⑤本社営業所　静岡県藤枝市大手２丁目11番１号　⑥平成10年９月21日　⑧平成25年９月21日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県藤枝市大手２丁目11番１号　中央バス株式会社　代表取締役　小柳津四郎

Ｂ　①六甲観光社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―60号　④山脇役尾　兵庫県加古川市東神吉町出河原184　⑤六甲観光社　兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町５丁目２―２　⑥昭和37年10月12日　⑧平成25年10月11日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県加古川市東神吉町出河原184　山脇役尾

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年 11 月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社湘南第一興商　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―975号　④株式会社湘南第一興商　小田原市本町二丁目13番20号　代表取締役　内田邦弘　⑤本社営業所　小田原市本町二丁目13番20号　⑥平成23年３月28日　⑦平成25年９月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社阿部長商店　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２―297号　④株式会社阿部長商店　気仙沼市内の脇二丁目133番地の３　代表取締役　阿部泰浩　⑤本社営業所　本吉郡南三陸町志津川黒崎99―17　⑥平成15年９月３日　⑦平成25年９月３日　⑧220万円　⑨1100万円